

## 青森地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会(第6回)議事概要

1 日時 平成18年5月31日(水)午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(括弧書きは、「地」は地裁委員,「家」は家裁委員,「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。敬称省略)

安藤清美(家), 杉山祐子(地家), 石岡隆司(地), 中田鶴子(地), 成田耕造(地家), 沼田徹(家), 小泉敏彦(地家), 三輪和雄(地家), 齊木教朗(地)

(2) 説明者

地裁刑事部裁判官

(3) 事務担当者

(地裁)民事首席書記官, 刑事首席書記官, 検察審査会事務局長, 総務課課長補佐

(家裁)事務局長, 首席調査官, 首席書記官, 総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

新委員紹介(小泉委員, 齊木委員, 成田委員, 三輪委員)

(3) 委員会の構成

ア 青森地裁委員会委員長及び青森家裁委員会委員長として, 三輪委員が委員の互選により選任された。

イ 委員長は, 委員長の職務代理者として, 地裁委員会においては齊木委員を, 家裁委員会においては香川委員を, それぞれ指名した。

(4) 意見交換テーマ

ア 裁判員制度について

イ 成年後見制度について

(5) 意見交換内容(◎委員長, ○委員, □説明者, △事務担当者)

◎ 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京)」と「司法改革大阪各界懇談会」から連名で送付された「活発な裁判所委員会アンケート調査」について, 裁判所委員会として回答するかどうかについて意見を伺いたい。

○ どういうことを目的にしている団体か分からないので判断しかねる。

○ 調査項目に書いてある内容は, ホームページに掲載されている内容を見れば分かるようなことなので問題ないと思う。

○ 回答を出すこと自体は問題がないと思う。私たちも社会学をやっている立場から地域調査を質問式調査であることがあるが, その際には, どのような立場で, どういう趣旨で何を目的として調査をするのか相手の方に開示するのを原則にしている。

◎ 回答する上で確認の手続きをとり, 各委員にその内容を報告することにしたい。確認の結果, 問題があれば回答を保留し, 改めて協議することとし, 特に問題がなけ

れば回答することとしたい。

(委員了承)

◎ 今回のテーマは「裁判員制度について」と「成年後見制度について」であり、現在、いずれも裁判所が力を入れている問題である。「裁判員制度」については、前回に引き続いてテーマとして取り上げることにした。前回の委員会以後にも裁判員模擬裁判が2回行われているので、この実施状況等についても裁判所側から報告の上、1月に実施された裁判員模擬裁判に裁判員役として参加された委員から感想等をお伺いすることにした。

□ この模擬裁判については、青森の法曹三者で協力をして、裁判員裁判の手續や運用上の問題点等について認識を共通にすることを目的としてこれまで実施してきた。昨年の6月から今年の5月までに4回実施している。裁判員役については、第1回は法曹三者の職員が参加している。第2、3回は地家裁委員にも参加していただいた。第4回は各種団体から推薦してもらう準公募という形式で裁判員役を募集した。

1月27日に行われた第3回模擬裁判の特徴的なところは、昨年11月1日から公判前整理手續という争点及び証拠の整理手續が導入されたことを踏まえて、本格的に公判前整理手續を実施し、争点及び証拠を整理して審理を進めた。

この公判前整理手續においては、裁判所から三つのポイントを示して当事者から協力を得て実施している。ポイントの一つはできるだけ立証事実と証拠を厳選する。二つ目は争いのない事実についてはできるだけ合意書面を活用する。三つ目は書面の取調べは要旨の告知ではなく全文朗読による。これらにより第3回の模擬裁判では、それまでの模擬裁判と比較してかなり証拠を絞り込むことができたという印象があるが、逆に絞り込みすぎたのではないかという気もするので、その点について感想をいただきたい。

特徴の2点目は、できるだけ休憩と中間評議の時間を設けたことである。それまでの模擬裁判では1日で審理、評議、判決宣告までを行う日程を組んでいたもので、午前9時から裁判員に対する事前説明があり、午後7時に判決宣告というかなりタイトなスケジュールの上、昼休みを除いてほぼ1日通して審理が行われていた。そこで、裁判員役の方からは集中力が続かなかつた、休憩が少なくて疲労困ぱい状態となった、自分の頭の中で前の手續が整理できないうちに次の手續に入ってしまったという感想がたくさん出されていた。

その他、裁判員の緊張を緩和するため、あるいは裁判員が評議において意見を述べやすくするために裁判員が評議の際に座る場所を、それまでは裁判官3人が固まって座っていたが、第3回模擬裁判では裁判官が裁判員の中に入って評議をした。これは裁判員と裁判官が対等な資格であるということを裁判員に自覚してもらうことと裁判員が意見を言いやすいのではないかということからこのような形にした。

裁判員が法廷に入廷する順序についても、それまでは裁判員が先に入廷していたが、裁判官が先に入廷するよう順序を変えた。それから、裁判員の呼称については、第3回から1番、2番というように番号で呼ぶようにした。これは個人情報保護

の観点を踏まえて法廷だけでなく評議の際も裁判員を番号で呼ぶことにしたものであるが、評議の際には名前で呼んだ方が良いのではないかという意見もあるかと思われるので、感想をいただきたい。

- ◎ 証拠を絞った関係で有罪か無罪かの心証を形成する上で、また、量刑判断をする上で証拠が十分であったと思われたかという点も踏まえて第3回模擬裁判に裁判員役として参加された委員から感想をいただきたい。
- 刃渡り何センチのナイフで女性が人を刺し、死に至らしめたわけだが、心情の中では優しい女性を印象づけさせるものがあるので、それに惑わされないようにしなければならぬということ、また、人が死ぬということでは周りに音がしていたはずなので、そういう音について近所の人から調査した証拠も必要であったのではないかと思った。
- ◎ 書証を検察官や弁護人が全文朗読して取り調べたようだが、それは聞いていて頭に入るものか。
- 被告人という言葉が出た瞬間から、自分の頭の中ではつまずきながら整理して聞いていくので、後になると全部理解するのは難しかったと思う。書面の内容については、後から専門用語について説明を受けたので分かったが、慣れていない者にとっては、書面での見直しが必要になると思う。それと、「評議」というビデオを見たが、その中では、裁判員が人形を使用して現場の状況を再現していたので、このようにすると非常に分かりやすいのではないかと思った。

模擬裁判に参加する前に、今別保険金殺人事件の公判を傍聴した。検察官、弁護人の双方から45分くらいずつ話があったが、途中で寝てしまった。やはり要約が必要だと感じる。

合意書面については、そのようにするものだとしか思っていなかったが、今考えると必要だと思う。

- 合意書面作成上の問題点としては、合意書面が2次証拠であるという点、実際の事件では、合意書面を作成することが不可能であるという点が挙げられる。そのため、合意書面の作成より、弁護人に要旨を開示して了解を得た上で要旨の告知をする方が証拠も使えるのでよいと考える。
- あえて合意書面という2次証拠を作る意味が分からない。それであれば今までの検察官の冒頭陳述、立証しようとするストーリーについて弁護側が争う部分と争いのない部分を明確にする方が良いのではないかと考える。
- ◎ それでは、評議について工夫した点、具体的には、できるだけ休憩と中間評議を設けたこと、評議の際、裁判員の間には裁判官が座るようにしたこと、法廷に入廷する際、裁判官が先に入るようにしたこと、裁判員の呼称を番号で呼ぶことにした点について、また、事前に送付したDVD「評議」を視聴された感想をお伺いしたい。
- 模擬裁判のときの評議では、DVD「評議」の内容が津軽弁になったと同じような感じだと思った。2時間くらいで休憩を取ったと思うが、良いタイミングで休憩が入ったと思う。人によっては足下が寒くなって膝掛けが欲しかったという話も出た。緊張した状況で立ち会っているのが家に帰るとどっと疲れが出てくる。第3回の模擬裁判のときのようなタイミングで休憩を取った方がよいと思う。評議の際の席の配置

については特に問題はない。裁判員の呼称についても、最初に名刺の交換をするわけでもなかったのも、最初から最後まで番号で呼ぶことで良かったのではないか。そのほかには、飲み物も出していただいたりし、すごくアットホームな感じがして、会話に弾みがついたような気がした。

- 私が裁判員役で参加したときも番号で呼んでいたが、午後にふと裁判官から私の名前が出たら、ほかの方の名前も出て、それからすごく緊張がとれたのを覚えている。最初は緊張していて出されたお茶にも手を出すのが悪いような気がしていた。DVDを見ていたら、裁判員が部屋の隅に置いてある紅茶を飲んでいたので、ドラマだからかもしれないが、私のときは緊張してお茶すらも飲めなかったことを思い出した。裁判員を番号で呼ぶのは法廷の中では良いかもしれないが、評議の際は名前で呼ばないとコミュニケーションが取りにくいので、言いたいことが言いにくいのではないか。裁判員は中立の立場で中立の考え方をしなければならないと考えていたが、DVDを見て、個人的な環境と個人的な思いを自由に発言して結論を出していた。中立でなければという考えにこだわらなくてもよいと思ったので、番号でなくてもよいのではないかと思った。
- 模擬裁判の裁判員役の方はやる気があって参加しているので、活発に意見交換がされていたが、現実の裁判員の方からは満遍なく意見が出るのかどうか心配である。昨年、「裁判員制度」というビデオを送っていただいたが、それを学生に見せて意見を聞いたところ、女子学生から「とてもじゃないが人前で自分の意見を言うことができない、特に年上の男性がいるところではなおさらである。何も言えないまま裁判が終わってしまうのではないか。」という意見が出た。私たちが日常的にする会議でもそのようなジェンダーとか年齢がかなりその場を支配することがあるので、その辺については、どのような配慮をするのか。
- ◎ この点について、模擬裁判の中ではどうであったのか。
- まとめ役の方が良い感じで裁判員役の方全員から意見を聞くので、各人が自分の思っていることを言い合えたと思う。段々熱中してくると自分の持っている正義感から、他の人が言っていることは違うのではないかと激論を交わす場面もあった。残念であったのは、1日で模擬裁判を終わることになってしまったため、時間が迫ってくると、この辺で結論づけなければならないということで、最後の方はあまり議論をしないで終わったように感じた。
- ◎ 模擬裁判は参加意欲の高い方が参加しているので、裁判長役の方もそれほど苦労せずにいろんな意見を言ってもらえることが多いと思う。ところが、実際、抽選による裁判員になるとそうはいかない可能性があると思うが、そこはどう考えるのか。
- 第4回目の模擬裁判の裁判員役は準公募制を取り、各種団体から推薦していただいた一般市民の方が参加された。最初に来ていただいたときには、自分是不本意ながら選ばれたから来ているという感じで表情が少し硬い方が何人かいた。今回の模擬裁判では、裁判員役の方に事前説明をする時間を設け、法廷見学、手続の説明などをゆっくり行い、裁判員からの質問にも十分応えられるように時間を確保して行った。それと、休憩を全部で10回取り、30分以上法廷にいることが

ないような審理計画を立て、評議の中では昼食会を設定した。また、裁判員役の方には、法廷で質問する際は、理路整然と自分の意見を述べる必要がなく、率直に自分が疑問に思ったことをぶつけて構わないということを繰り返し説明した。

そのようなこともあって、今回の裁判員役の方はリラックスして臨めたのではないかと思う。途中からは笑顔も見られるようになった。評議の場では、皆さん積極的に意見を述べられ、当初は乗り気でなかった方も最後は頑張っって自分の意見を述べておられた。今回は、チームとしての一体感が出たことが一番の収穫であったと考えている。

模擬評議のビデオを説明会などで上映しているが、上映後、視聴された方に、このように理路整然と意見を述べる必要がないということを話している。

- ◎ 裁判員裁判が始まって、裁判長が、遠慮している人、言いにくい人にどんどん発言してもらおうように話しやすい雰囲気を作るなり、発言を引き出す工夫をしていかなければならないと思う。技術の問題もあるので、そのような研さんもしなければならぬと思う。本当にやる気のない人がいやいや参加した場合に、どこまでやれるのかという心配は残るが、できるだけそのようなことのないようにチームとしての一体感、裁判員と裁判官が一体となって事件を解決しようという雰囲気を作れるよう裁判所としても努力する必要があると思う。

それでは、次に第4回模擬裁判の特徴などを説明した上で、裁判員制度全体についての意見をお伺いしたい。

- 第4回模擬裁判の特徴の一つとしては、裁判員と裁判官がチームとしての一体感を持つことができるよう、できるだけ休憩や中間評議の時間を設けた。残念であったのは、事前説明の中で、今回の争点が殺意の有無と正当防衛の成否であったので、殺意と正当防衛について一般的な説明をする予定であったが、手続の説明と裁判員役の方からの質問で予定時間がオーバーしてしまい、この点についての説明を十分にすることができなかった。このことが後になって評議の段階で殺意のとらえ方が裁判員役の方ごとに違っていると、正当防衛が成立するための要件をきちんと理解していないということが分かり、評議に時間が掛かってしまったということである。

二つ目としては、法廷での質問については、これまでは裁判員役の方から先に質問をしていただいていたが、これまでに参加された裁判員役の方から、最初に口火を切るのは勇気がいる、的はずれなことを聞いてしまうのではないかということで質問を控えた、法廷は重々しくてこんな軽率なことを聞いていいのだろうか、という感想が寄せられていたので、今回は裁判官が先に質問をして、その後裁判員役の方に質問をしていただくことにした。また、休憩時間等にどのような点が疑問点や問題点になるかを挙げていただいて、問題点をある程度共有した上で証人尋問や被告人質問に臨むことにした。思った以上に裁判員役の方から質問がされたのではないかと思う。

三つ目としては、あらかじめ提出された尋問事項書に基づいて、証人尋問や被告人質問で検察官や弁護人が質問する予定の事項を印刷した手控え用紙を裁判員役の方に渡して、その用紙の余白に書き込んでもらうことで記憶の整理に役立

ていただいた。

四つ目としては、法廷での専門用語の分かりやすい説明ということで、鑑定人の方に証人として法廷に来ていただき、証人の口から分かりやすく医学用語を説明していただいた。

- ◎ 模擬裁判を中心とした裁判員裁判の問題点等について、今までの説明や議論を踏まえて何か意見等があれば伺いたい。
- 私たちも新聞記事等で「直感でいいから市民感覚を」と言われると、自分でも「やってもいいかな。」「裁判員を務められるのではないか。」とってくるのが実感である。やはり、一般の人は、裁判員がどのようなことをするのか知るだけで興味がわくし、自分なりにやればいいということで安心するということがある。「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」のビデオを約300人の学生に視聴してもらい、ビデオを見る前と後で、裁判員をやりたいか、やりたくないかのアンケートを取った結果を見ると、ビデオを見る前は50%以上が「できれば裁判員を務めたくない。」「絶対務めたくない。」という意向であったのが、ビデオを見た後は「指名されれば渋々だが出る。」と「是非務めたい。」という人も含めて90%以上の方が裁判員をやりたいという意向になった。このような視聴覚資料は大変効果があると思う。
- ◎ 事前に配布した裁判員制度に関するアンケートの調査結果について概略を説明した上で、制度の中身についてどのようにして国民の皆さんに知っていただくかということ、また、これまでの取組と今後どのようにしていくのかということについて説明したい。
- それでは、アンケートの調査結果について簡単に説明する。

まず、裁判員裁判に参加したいかという意識調査については、「参加したい」という人と「参加してもよい」という人を合わせて27.6%となっている。「あまり参加したくない」という人28.4%と「参加したくない」という人33.3%を合わせると61.7%の人が参加に消極的となっている。昨年2月に内閣府の方で実施したアンケートによると7割の方があまり参加したくないという消極的な意見を述べていた。「あまり参加したくない」というグループの中で「審理の日数が3日以内であれば参加してもよい」という人が約60%に上っているので、審理日程の組み方によっては、もう少し積極的な意見が増えるのではないかと思われる。それに向けての法曹三者の取組が重要になってくるのではないかと思う。その他裁判員として参加する場合の障害事由についてもこのアンケートには出ているが、大きなところでは「裁判所に数日間いるための日程調整が大変である」という65.3%が一番多いが、これについてはもともと「参加したくない」という人が大半を占めている。もう一つ大きいのは「心理的に不安である」というのが53.4%となっている。今回のアンケートでは、この心理的不安の原因については言及されていないが、おそらく考えられるところでは裁判員の職務や役割に対する不安感、報復に対する懸念があると思われる。これまでの調査によるとサラリーマンの方は不利益な取扱いをされるのではないか、経済的補償はどうなるのかという点についての不安、主婦層では介護、養育についての不安感が大きいのではないかと思われる。

これまでの青森地裁の裁判員制度の広報としては、昨年11月から、従前、高校

生、大学生に対して行ってきた出前講義を社会人にも拡大して、原則として裁判官が赴いて裁判員制度について説明することや、昨年11月から、この裁判所で市民講座を実施して市民の方々に足を運んでいただき、法廷を見ていただいた上で裁判員制度等について説明をしている。また、昨年から年4回のペースで「CourtAomori」という広報誌を発行して県内の各種団体に送付している。昨年12月からホームページに裁判員制度に関する記事を掲載するなどの取組をしてきた。出前講義に関しては、昨年5月から10月までは5件であったが、11月から今年の4月までは20件と4倍になっている。

今年度、裁判員制度に関する広報を行っていく上では、アンケート調査の結果を踏まえて、より効果的な広報活動を行っていく必要があると考えている。一つは広報の内容については、制度の存在意義だけではなく、裁判員の役割や職務について、国民の理解を得られるような広報を実施していく必要があるのではないかと考えている。その一環として、本庁と五所川原支部の憲法週間行事で一般市民の方に「評議」のビデオを見ていただいた。ビデオを全部見るのではなく、事実認定のところまでを見ていただき、量刑はどうなるのかについて、来ていただいた皆さんと評議をした。そうしたところ、いろいろな量刑事情について活発な意見が出された。最終的に、懲役3年執行猶予4年という結論にまとまった。それを前提にビデオの残り部分を見ていただいたところ、結論が懲役3年執行猶予5年ということであった。評議の結論とビデオの中での結論がほぼ同じであったことから、その場にいた人たちが感動のあまり拍手を始めたので、こちらの方も非常に感激した。「次回はいつですか。」と尋ねた方もいて、非常に良かったと考えている。このような裁判員の役割についてイメージを持っていただくような広報を、出前講義、市民講座の中に積極的に採り入れていく必要があるのではないかと考えている。

もう一つは、広報の対象というところで、サラリーマンの不安感ということでは、おそらく経営者や幹部職員の理解を得られるかどうかが一番関心の高いところだと思う。経営者等に制度の理解を得られるような広報活動を行うということで、商工会連合会などの団体に積極的にパンフレットを送付したり、出前講義や市民講座の活用についてもお願いしている。先日は青森県内の中学校や高校の校長の定期総会に出向いて、裁判員制度を含めた法教育の必要性について説明し、各学校においても積極的に採り入れていただくようお願いしたところである。

それから、主婦層を対象とした広報ということで、全体の15%くらいを占める専業主婦の方々は、育児や介護をしなければならない人がいるということを不安材料に上げている。このような方たちに育児や介護施設の利用情報を提供できないかということで、地方公共団体との連携を考えているところである。このような意味でPTAの連合会に対して裁判員制度の説明会を実施している。それ以外の主婦の方に、どのようにして広報を実施するか知恵を出し合っているところである。効果的な広報活動について御意見等があればお聞かせ願いたい。

- 検察庁で実施している広報活動としては、出前講座及び街頭でのチラシの配布が上げられる。出前講座は全検察官が担当し、各種団体・学校等の行事の際に出向いて説明をしている。その際は、広報用のビデオ等を使用し、映像を利用した分

かりやすい説明を行うようにしている。

- ◎ 裁判員として参加する上での障害事由を見ると、やはり時間の問題と子供がいる専業主婦の方が参加しやすいような環境をどれだけ作れるかが問題であると思われる。専業主婦の皆さんには、集まっただけで説明したり、出向いて行って説明する機会が乏しいように思われるが、裁判員制度の趣旨を説明する上で何かよいアイデアなり事例があったら御紹介いただきたい。
- 公民館に出前講座のビラを置かせてもらったところ、公民館や公民館を利用している団体から問い合わせがかなりあった。また、春にPTAの連合会が1年間の学校行事を決める参考に、講座をやってくれそうな団体に声を掛けるので、そこで、先生方や父兄の方だけの集まりでも出前講座に伺う旨PRしたところ、講座の申込みが若干増えた。
- 主婦の立場からすると、時間を決めて集まるのは難しいところがあるので、空港等で飛行機の待ち時間にスポットCMを流しているが、あのようにショッピングセンターとか電車やバスの待合所等に、待ち時間にふと目に入る場所に短い時間で、コマーシャルではなくて、内容が分かるような短い主張的なものを作ってずっと流しておく、ある程度分かるようになるのではないか。
- 日当、交通費については裁判員に支給されるようであるが、介護とかの費用についてはどうなるのか。
- 必要な財政的措置を講じることになると思われるが、まだ不透明なところである。
- 最高裁の方で裁判員にも法服を着てもらうことを検討しているようだが、この件についてはどうなのか。
- ◎ 最高裁では前向きに検討しているという報道がされているが、実際に体験されてみてどうであったか。
- 私は法服を着て感激したし、厳格な感じがした。
- 私も裁判員役を経験したが、模擬裁判の当日は黒い服を着た。意識的にそれが良いのではないかと考えた。
- 私が裁判員役をしたときは、できれば目立ちたくないと思った。
- 法服を裁判員に着ていただくというのは、一つは裁判員に自覚を持っていただくということと、あとは報復とかの懸念を考えると同じ服を着ることにより個性が消えるので良いのではないかという意味があるようである。

ドイツでは、裁判員が私服で参加しているとのことだが、被告人の立場からすると、自分と同じ一般市民から裁いてもらっているという安心感があるということである。
- ◎ 次に、家庭裁判所の関係で成年後見制度のテーマに入りたい。これについても裁判所で問題を抱えているので、その実状を紹介した上で、皆さんの御意見を伺いたい。

#### △ 成年後見制度について説明

青森家庭裁判所が抱える成年後見制度について、現在、一番大きな問題となっているのは、後見人が選ばれた後、その後見人が適正に職務を行っているかどうかということである。通常は1年に1回だが、本人及び財産の状況について照会を



行っている。その際、財産の状況を裏付ける預金通帳等の資料も出していただいている。通常の状態より財産が減っていたり、増えていた場合にはその理由についても確認することになる。裁判所による後見監督は、本人が亡くなるまで続く裁判所の仕事ということになる。平成17年度は青森で約200件前後の後見開始の申立てがあったが、これが10年間続くと2000件の後見事件を抱えることになる。そうすると、裁判所では2000件の事件について1年に1回ずつ、後見人の職務について照会し、監督していくことになる。そこで、裁判所としては、今後、後見事務について、いかに省力化し、かつ適正に行っていくかが大きな問題となっている。

また、昨年、障害者自立支援法が成立し、今年の4月から施行されたことに伴い、現在、国立病院で児童相談所から措置入院された方について、これまでは措置という形で入院していたが、契約という形に変わったので、国立病院、県立病院に入院している患者について、成年後見人を付けて欲しいという申立てが今年になってから始まっている。現在、青森県下では、国立病院関係だけで150件程度予定されている。平成17年度は、青森県下で200件の申立てがあったところである。平成18年度は、昨年の倍の400件程度の申立件数になるのではないかと考えられる。通常、後見の申立てがされると、調査官による調査、医師による精神鑑定がされるが、昨年からは事務処理方法を変え、できるだけ迅速に行うようにしたところ、それまでは申立てから審判がされるまで、通常は平均で4か月であったのが、事務処理方法を変えてからは、約2か月で処理できるようになった。

今年の4月から地域包括支援センターが各市町村に設立され、高齢者の権利擁護事業の一環として、高齢者にいろいろな支援をすることになり、成年後見制度の普及の広報、成年後見の申立ての支援も事業の内容になっている。裁判所では、本年4月に支援センターの職員を対象とした成年後見制度の説明会を実施している。青森県下では、まだ全市町村に支援センターが設置されていないが、今後、裁判所としても支援センターとの連携を図り、迅速処理及び制度についての理解を求めていきたいと考えている。

△ 平成17年以降、後見事件の申立てが急増しており、全国的にみると、平成17年で後見開始事件が約24000件、後見監督事件が約32000件となっている。施設が障害者自立支援法の施行により、今までの措置から契約に制度設計が変わっていくので、申立てが増えていくことが予想される。厚生労働省の予想だと、平成17年で認知症の高齢者が全国で169万人くらいいるのが、平成32年になると約290万人になるという推計がされている。そうすると、必ず後見の申立てが増加していくし、後見監督事件も累積的に増えていくことは間違いないと思われる。家庭裁判所でも精一杯合理化の方策を探っているが、戦後からあまり変わっていない職員数で、今の事件数を処理していかなければならないという現状である。手続の合理化と裁判所外に手続を委託していくために第三者後見人を開拓することが重要になってくると思われる。

◎ 成年後見制度は、社会にとって必要で有用な制度であり、これからどんどん利用されていく制度であると思われる。ただ、悪用されると大変危険であり、後見人やその

関係者が意思能力のない人の財産を勝手に処分してしまうという危険があるので、信頼できる人を後見人にするという手続と本人の能力を確認する必要もあり、ある程度の時間が掛かることはやむを得ない。他方、申立てをされた方は、なるべく早く結論を出してもらいたいという要望がある。青森ではいろいろな工夫をして中身も適正、慎重に調査することを前提に、手続に要する期間をできるだけ短縮しようとしている。もう一点は後見人が選ばれた後、能力を回復されるか亡くなるまで後見事件が続くわけだが、通常は亡くなるまで後見人が職務を行い、家庭裁判所がそれを監督することになる。そうすると事件がどんどん増えていき、毎年200件から400件あるとすると10年で2000件から4000件の事件を抱えることになる。定期的に報告してもらおうが、報告を出してくれない後見人がいたり、出してもらっても不備がある場合もある。そのような場合に催促して出してもらい、問題点があれば指摘して是正させ、不正が起こらないようにするという裁判所の役割を果たすには、大変な労力と負担があるが、限られたスタッフでこれからどんどん増えていく後見事件を円滑かつ間違いのないように進めていくにはどのように工夫したらよいかということが一番の問題である。

- 成年後見制度を利用しなければならない人がたくさんいる。それが家族とかがその人の年金を勝手に使ったりして、全く監督が働かないということになり、事実上権利侵害がされているという印象で、まだまだ利用される必要がある制度である。しかしながら、申立てに至らない大きな理由の一つとして、鑑定の問題がある。以前に比べるとかなり低くなり、実質的には10万円予納しても5万円を還付してもらえということがあるが、それでも負担が大きいということでこの足を踏むことがある。そこで、後見や補佐の場合、家事審判規則24条で原則的に鑑定が必要だが、明らかに必要がない場合にはこの限りでないというただし書があるので、その例外規定をもう少し柔軟に使えるものか。例えば、10年、20年施設に入っている知的障害者の方とか明らかに判断能力のない認知症の方については、施設の掛かり付けの医者の診断書があれば鑑定をしなくても済むようになれば費用も少なくなるので助かると思う。
- △ 申立ての際、裁判所所定の診断書を出していただくが、それに付加して付票という簡単な鑑定書のようなものを出していただき、鑑定をするまでもないような方については、鑑定を省略している。今回、集団申立てがあった事件では、幼いころから国立病院に入院されていた方が大多数で、この付票の記載内容から重度の心神障害者であることが判明し、鑑定が省略された事例が多い。このような形で、鑑定を省略する事例も増えてきている状況にある。
- ◎ 成年後見制度が悪用される危険がなく、確かに問題がない状況であると認定できれば、そのような工夫を取り入れたいと思う。また、どうしても鑑定が必要な場合でも、できるだけ安い価格で鑑定をやっていただけるよう病院の方と交渉してみるようなことも司法行政の立場として必要であるということ認識した。この問題については、今後の運営に十分反映させていきたいと思う。
- 消費者の相談窓口にいるが、相談に来られる方の中には、成年後見制度を利用しなければならない方がたくさんいる。成年後見制度は財産管理のために設けられた制度だと思うが、基礎年金しか財産のない認知症の方が次々に契約させられているケースでは、財産がないので成年後見制度を利用できないことがある。悪徳業者は、

年金のようにわずかでも定期的に収入のある方を狙っており、今後、次々と狙われることも考えられるので、裁判所や弁護士を紹介するが、この制度は財産のある方の制度なので、財産のない方は利用できないところがあるのではないか。

- △ 昨年も家事関係機関が集まった際に協議しているが、財産のない方については、最終的には市町村長が申立てをすることが考えられる。各市町村では、成年後見事件の申立費用数人分を予算として確保していたり、第三者後見人を選任した場合の報酬についても予算を確保しているところもあると聞いている。
- 市町村の窓口担当者自身が成年後見制度について分からないようである。また、鑑定費用が10万円かかるとなると、これからお金がなくて認知症になる方がどんどん増えていくような状況なので、成年後見制度を定める法律が鑑定費用をゼロにするようにならなければ大変だと思う。市町村長が申立てをした費用は、後で本人の財産から支払っていくわけだから、結局、財産のない方は後でも払えないことになる。
- 成年後見制度利用援助事業という国のシステムがあり、市町村長が申立てをした事件については、必要な費用を市町村が支払うという制度になっている。ただ、現実には申立てがされていないような状況である。
- ◎ ボランティア的に第三者後見人になっていただけるような方の開拓をしていくことも必要かと思う。裁判所としても動き始めているところである。
- この成年後見制度をどこが中心となって広げようとしているのかと行政の方に聞かれて戸惑ったことがある。予算を取っていないし、自分たちが現場の職員だけど現実には何をしてあげたらよいか分からないということで困っていた。そこで、裁判所が中心となって行政の現場の職員の方にPRとか勉強会をしていただければよいのではないかと思う。
- △ 今年になってから既に社会福祉士会、地域包括支援センター、国立病院の方などに対して四、五回説明を実施している。また、現在、成年後見制度に関する説明会の依頼が4件ほど来ている。ちなみに、去年は3件程度であった。裁判所としてもこの制度について、できるだけ分かりやすい資料を準備するということでパンフレット等を作成している。

(4) 次回期日

平成18年11月15日午後1時30分から午後3時30分まで

(5) 閉会